

# 保育料基準額表（3号）

## 3号保育料（認定子ども園、保育所等において保育を受ける児童の保育料）

階層区分		定 義	3号認定（月額）	
国階層	市階層		標準時間	短時間
1	1	生活保護世帯	0円	0円
2	2-1	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	2-2		5,500円	5,400円
3	3-1	市町村民税 所得割 非課税世帯 （均等割のみ課税世帯含む）	4,500円	4,400円
	3-2		10,000円	9,800円
	4-1		6,000円	5,900円
	4-2		13,000円	12,800円
4	5-1	市町村民税 所得割 課税額（父母合算）	8,000円	7,850円
	5-2		16,000円	15,700円
	6-1		9,000円	9,000円
	6-2		22,000円	21,600円
	7		22,000円	21,600円
	8		26,000円	25,600円
5	9	97,000円以上 115,000円未満	29,000円	28,500円
	10	115,000円以上 152,000円未満	33,000円	32,500円
	11	152,000円以上 169,000円未満	35,000円	34,400円
6	12	169,000円以上 211,000円未満	38,000円	37,400円
	13	211,000円以上 301,000円未満	40,000円	39,300円
7	14	301,000円以上 397,000円未満	42,000円	41,300円
8	15	397,000円以上	42,000円	41,300円

### 注意

- 上記の市町村民税課税額は、住宅ローン控除、配当控除、外国税控除等の税額控除を適用する前の金額です。
- 小学校就学前の範囲において、同時に利用する同一世帯の最年長の子どもから順に2人目については上記の半額（ただし、2-1、2-2、3-1、4-1、5-1、6-1階層は2子目以降0円）、3人目以降は0円とします。（100円未満切り捨て）  
※多子軽減のカウント対象施設・事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部又は児童発達支援及び医療型児童発達支援、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業利用者となります。
- 2-1、3-1、4-1、5-1、6-1階層は、母子・父子世帯、在宅障がい児（者）世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）に該当する世帯です。
- 児童年齢が年度途中で3歳（2号認定子ども）に到達した場合において、その年度中に限り3歳未満児（3号認定子ども）とみなして算定します。（2歳児クラスに該当する子ども）
- 上記保育料基準額表の市町村民税課税額は、4月から8月の保育料については、世帯の前年度市町村民税課税額の年額、9月から翌年3月の保育料については、世帯の当年度の市町村民税課税額の年額とします。
- 児童と同一世帯に属している祖父母等がいる場合、児童の保護者の月収により祖父母等の市民税課税額も含める場合があります。